

固定資産税課税明細書の記載誤りについて

この度、下記のとおり固定資産税課税明細書の記載に、一部印字の誤りがありましたので、ご報告します。ご迷惑をおかけし、大変申し訳ありませんでした。

記

1 内容

令和5年度分の固定資産税・都市計画税の納税通知書に同封している「固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書」（以下「課税明細書」といいます。）に印字している家屋の所在地について、複数の家屋を所有している場合に、それらの家屋が同一所在地であるときは、2件目以降を「同上」と印字しているところですが、令和5年4月5日に納税者の方から連絡があり、所在地が異なるにも関わらず「同上」と印字される事象が判明しました。

2 原因

一定の条件に該当する家屋について、課税明細書を印字するためのシステムのプログラム設定を誤ったため。

3 対象件数

1, 992件（納税通知書単位）

4 今後の対応

対象の納税者の方に対して、正しく印字した課税明細書をお詫びの文書とともに送付いたします。

また、電話などでご連絡いただいた場合には、お詫びした上で個別に送付させていただきます。

5 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、今後このようなことが発生しないよう、印字状況のテストを確実にを行うことを徹底します。

税務部固定資産税課
電話番号：052-972-2342